

○厚生省令第十号  
薬事法(昭和三  
四年の四第四項、

四条の四法（昭和二十九年法律第四十五号）第十一  
四条の四法（昭和二十九年法律第四十五号）第十一  
（これらの規定を同法第十九条の五第四項及び第二十三条  
（これらの規定を同法第十九条の五第四項及び第二十三条  
条において準用する場合を含む）及び第十九条の  
五の規定に基づき、医薬品の市販後調査の基準に  
関する省令を次のように定める。

**厚生大臣 小泉純一郎  
医薬品の市販後調査の基準に関する省令**

第一条 この省令は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十四条

母。」(二)「今」という。第一条の第五号に規定する医療用医薬品(尊ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、身体に直接使用されることのないもの及び皮膚にはり付けられるもの)を除く。(以下この条において同じ。)について行う市販後調査の業務について遵守すべき事項並びに法第十九条の五に規定する国内管理人が令第一条の五第二号に規定する医療用医薬品について行う市販後調査の業務に關して遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義) 第二条 この省令において「市販後調査」とは

医薬品の製造業者若しくは輸入販売業者又は国製造承認取得者若しくは国内管理人(以下「

「造業者等」という。)が、その製造し、若しく  
輸入し、又は法第十九条の二の規定により承

を受けた医薬品の品質、有効性及び安全性に

を受けた医薬品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他医薬品の適正な使用のために必要な情報（以下「適正使用情報」という。）の収集及び検討を行い、その結果に基づき医薬品による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防

（以下、「市販後調査業務」という）の管理に係る部門を置かなければならぬ。市販後調査業務の管理に係る部門（以下、「市販後調査管理部」という）は、その業務の実施に係る部門として、調査する能力を有する人員を十分に有するとともに、医薬品の研究に係る部門から独立して、なければならない。

止、又は医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置（以下「適正使用等確保措置」とい

う。)を講ずることをいふ。  
2 この省令において「使用成績調査」とは、市  
販後調査のうち、製造業者等が、法第十四条の四  
第四項に規定する使用成績に関する資料の作  
成のために行う調査であつて、診断における、

医薬品を使用する患者の条件を定めることなく、副作用による疾病等の種類別の発現状況並びに品質、有効性及び安全性に関する情報その他の適正使用情報を把握のために行うもの

その他の適正使用情報の検出又は確認を行う調査をいいう。

4. この省令において「市販後臨床試験」とは、  
同一の医薬品が併用等の条件が定められた患者  
における効果・安全性及び併用に関する情報

市販後調査のうち、医薬品等が、治療の使用成績調査若しくは特別調査の成績を得た者の適正使用情報に関する検討を行った結果得られた推定等を検証し、又は診療においては得られない適正使用情報を収集するため、当該医薬品につ

いて法第十四条の存続に係る用法、用量、効能及び効果をいかに扱う試験をいう。

この省令において「医薬情報担当者」とは、医薬品の適正な使用に資するため、医薬関係者を訪問すること等により適正使用情報を収集

(製造業者等の遵守事項)  
三、法第十六条(法第十九条の四及び第二十一条において準用する場合を含む)及び法第十一  
九条、提供することを主な業務として行う者をい

（市販後調査に係る組織及び職員）  
四条 製造業者等は、市販後調査に関する業務  
九条の五に規定する遵守すべき事項について  
は、第四条から第十五条までの規定の定めると  
ころによる。

（以下「市販後調査業務」という）の管理に係る部門を置かなければならぬ。市販後調査業務の管理に係る部門（以下「市販後調査管理部」という）は、その業務の遂行しうる能力を有する人員を十分に有するところに、医薬品の販売元に係る部門から独立してなければならない。



- 一 市販後臨床試験実施計画書を作成すること。
- 二 医薬品に関する情報の検討の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、市販後臨床試験実施計画書を改訂すること。
- 三 市販後臨床試験実施計画書を作成し、又は改訂したときは、当該市販後臨床試験実施計画書にその日付を記載し、これを保存すること。  
(自己点検)
- 第十二条 製造業者等は、市販後調査業務手順書等に基づき、次に掲げる業務を製造業者等が指定する者に行わせなければならない。
- 一 市販後調査業務について定期的に自己点検を行うこと。
- 二 行政機関監査官等による監査の結果を市販後調査業務責任者以外の者が自己点検を行った場合には、自己点検の結果を市販後調査業務責任者に対する報告する。  
監査官等に対する報告の方法は、監査官等が指定期間内に提出する文書により報告すること。
- 三 自己点検の結果の記録を作成し、これを保存すること。
- 四 製造業者等は、前項の自己点検の結果に基づき、市販後調査業務の改善が行われる必要があると認めるときは、その指揮を講ずることで、当該指揮の記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 五 市販後調査業務に従事する者に対する教育訓練等。
- 第十三条 製造業者等は、市販後調査業務手順書等及び市販後調査業務責任者が作成した研修計画に基づき、次に掲げる業務を市販後調査業務責任者又は製造業者等が指定する者に行わせなければならない。  
一 市販後調査業務に従事する者に対して、市販後調査業務に関する教育訓練を計画的に行うこと。  
二 市販後調査業務責任者以外の者が教育訓練を行なう場合には、その実施状況を市販後調査業務責任者又は製造業者等が指定する者に行わせなければならぬ。
- 三 教育訓練に関する記録を作成し、これを保存すること。  
(市販後調査業務の委託)
- 第十四条 製造業者等は、市販後調査業務(その一部を除く)の一部を、その業務を適正かつ円滑に進行する能力のある者に委託することができる。

- 2 製造業者等は、市販後調査業務を委託する場合には、市販後調査業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結しなければならない。
- 一 当該委託の範囲
- 二 受託業務に係る第五条第一項各号に掲げる市販後調査業務の手順に関する事項
- 三 前号の手順に基づき当該委託業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを製造業者等が確認することができる旨
- 四 当該委託業務について受託者に対する指示に関する事項
- 五 前号の指示を行った場合における当該指揮が講じられたかどうかを製造業者等が確認することができる旨
- 六 製造業者等及び受託者の相互の間ににおける適正使用情報の提供の方法に関する事項
- 七 受託者における市販後調査業務責任者の設置に関する事項
- 八 受託者が製造業者等に対して行う報告に関する事項
- 九 受託者が当該委託業務について作成した文書の保存に関する事項
- 十 その他必要な事項
- 4 製造業者等は、前項第二号及び第五号に規定する確認の結果の記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 3 製造業者等は、前項第三号及び第五号に規定する確認の結果の記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 製造業者等は、第二項第四号に規定する指示又は同項第八号に規定する報告を文書により行い、その写し又は当該文書を保存しなければならない。  
(市販後調査業務の保有)
- 第十五条 この省令の施行前に実施された又はこの省令の施行の際に実施されている使用成績調査、特別調査及び市販後臨床試験に係る市販後調査基本計画書及び市販後調査監査表については、第七条第一項(第一号及び第三号を除く)の規定は適用しない。
- (施行期日)  
第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第四条第六項、第十二条及び第十四条の規定は、平成十年四月一日から施行する。  
(附則)

- 第二条 この省令の施行前に実施された又はこの省令の施行の際に実施されている使用成績調査、特別調査及び市販後臨床試験に係る市販後調査基本計画書及び市販後調査監査表については、第七条第一項(第一号及び第三号を除く)の規定は適用しない。
- (施行期日)  
第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第四条第六項、第十二条及び第十四条の規定は、平成十年四月一日から施行する。  
(附則)

- 第十六条 市販後調査に係る再審査等の資料の基準

- 第十七条 市販後調査に係る法第十四条の四第四項又は法第十四条の五第四項(これらの規定を

- 法第十九条の四及び第二十三条において準用する場合を含む)に規定する資料の収集及び作成については、第四条から第十二条まで、第十四

- 条及び第十五条の規定を準用する。

- (施行期日)  
第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第四条第六項、第十二条及び第

- 十四条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

- (附則)

- 第二条 この省令の施行前に実施された又はこの

- 省令の施行の際に実施されている使用成績調

- 査、特別調査及び市販後臨床試験に係る市販後

- 調査基本計画書及び市販後調査監査表について

- は、第七条第一項(第一号及び第三号を除く)の

- 規定は適用しない。

- (施行期日)  
第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第四条第六項、第十二条及び第

- 十四条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

- (附則)

- 第二条 この省令の規定により保存されている

- こととされている文書その他の記録の保存期間

- は、次に掲げる記録の区分に応じ、それぞれ当該区分に定まる期間とする。

- 一 再審査又は再評価に係る記録 再審査又は

- 再評価が終了した日から五年間

- 二 前号に掲げる記録以外の記録 利用しなく

- なった日から五年間

- 三 製造業者等は、市販後調査業務手順書等に基

- づき、記録を保存することとされている者に代えて、製造業者等が指定する者に、当該記録を

- 保存させることができる。